

黒潮町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画支援委託業務 公募型プロポーザル審査要領

本業務の契約候補者の選定にあたっては、以下のとおり審査委員会を実施します。

1. 審査方法

- ・審査委員会において、各委員は企画提案書と企画提案者（以下「提案者」という。）のプレゼンテーションを受け、評価基準に基づいて採点します。
- ・各委員の採点結果を集計します。
- ・採点結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者と次点者を選定します。ただし、総合点数の60%未満となった提案者は候補者として選定しません。

2. 審査基準

審査項目	評価の視点	配点
安定性	経営状況は健全か、過去3年間に行政処分や事故があるか。	5
業務実績	事業者や主担当者等について、高齢者福祉計画や介護保険事業計画等の策定支援の業務実績があるか。	10
業務実施体制	実施体制やスケジュール、人員配置等が適切であるか。	10
業務理解力	本委託業務の目的や内容等を理解しているか。	10
企画提案	調査の実施、集計分析の手法、各種施策の評価、計画策定や政策立案等について、具体性、必要性、独自性のある提案であるか。	45
プレゼンテーション	事業説明や提案資料がわかりやすいか。	10
価格	見積額が適正であるか。	10
合 計		100

3. 審査委員会

提案者によるプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時及び場所

日時 10月24日（金） 午後2時から（予定）

場所 黒潮町役場（本庁舎） 高知県幡多郡黒潮町入野5893番地

※提案件数により、日時、場所が変更になる場合があります。

(2) プレゼンテーションの注意事項

- ア 1提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑応答10分を予定していますが、提案件数により変更する場合があります。
- イ プレゼンテーションの開始時間は資格審査結果連絡時にお伝えします。
- ウ 提出した企画提案書の内容に沿ってプレゼンテーションを行ってください。企画提案書の一部を拡大・縮小する、順番を変える等は構いませんが、内容の改変はできません。また、参考資料の追加もできません。
- エ 投影機器については当町で準備をします。プロジェクターへの映像入力はHDMIのみとし、パソコンは提案者をご用意ください。